

「商品 CFD 取引契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

平成31年3月1日（下線部分変更）

新	旧
商品CFD取引のリスク等重要事項について （省略） <u>商品CFD取引のリスクについて</u> ・本取引は、原資産の価格を参照して行う取引であるため、原資産の価格の変動や為替相場の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額の20倍の額までのお取引（レバレッジ20倍）を行うことが可能です。 ・ <u>価格調整額</u> <u>商品CFD取引では、当社が定める日に建玉を保有していた場合には、当社で定めた価格調整額が発生します。</u> <u>価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によってCFDの建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</u> ・ <u>金利調整額</u>	商品CFD取引のリスク等重要事項について （省略） <u>商品CFD取引のリスクについて</u> ・本取引は、原資産の価格を参照して行う取引であるため、原資産の価格の変動や為替相場の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額の20倍の額までのお取引（レバレッジ20倍）を行うことが可能です。 <u>（追加）</u>

新	旧
<u>商品CFD取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額が建玉に発生します。</u> <u>金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。</u> (省略)	(省略)
<u>商品CFD取引の仕組みについて</u> 当社による商品CFD取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。 1. 商品CFD取引の概要 (省略) (3) ポジションの返済 保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの返済となります。	<u>商品CFD取引の仕組みについて</u> 当社による商品CFD取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。 1. 商品CFD取引の概要 (省略) (3) ポジションの返済 保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの返済となります。

新	旧
(4) <u>価格調整額</u> <u>商品 CFD 取引では、当社が定める日に建玉を保有していた場合には、当社で定めた価格調整額が発生します。</u> <u>価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</u> なお、価格調整額の計算式は以下の通りです。 買建玉：(期近銘柄(※1)CFD 終値(MID レート) - 期先銘柄(※2)CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート 売建玉：(期先銘柄 CFD 終値(MID レート) - 期近銘柄 CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート ※1 期近銘柄とは、価格調整日(※3)の直近の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高かった原資産の銘柄を意味します。 ※2 期先銘柄は、価格調整日を挟んで、以降の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高いと考えられる原資産の銘柄を意味します。 ※3 価格調整日は原資産となる限月の期日が訪れるまでの当社が定める日を指します。	(4) <u>株価指数 CFD において、決済期日を設けていないため、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。</u> <u>価格調整額は原資産の最終取引日を迎える前の当社が定める日において、期近と期先の価格差をもとに算出いたします。</u> なお、価格調整額の計算式は以下の通りです。 買建玉：(期近銘柄(※1)CFD 終値(MID レート) - 期先銘柄(※2)CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート 売建玉：(期先銘柄 CFD 終値(MID レート) - 期近銘柄 CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート ※1 期近銘柄とは、価格調整日(※3)の直近の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高かった原資産の銘柄を意味します。 ※2 期先銘柄は、価格調整日を挟んで、以降の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高いと考えられる原資産の銘柄を意味します。 ※3 価格調整日は原資産となる限月の期日が訪れるまでの当社が定める日を指します。

新	旧
<u>(5) 金利調整額</u> <u>商品C F D取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。</u> (省略)	<u>(追加)</u> (省略)
(省略) 商品C F D取引の仕組み、取引手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。 <u>商品C F D取引行為に関する禁止行為</u> <u>商品先物取引業者は、商品先物取引法により、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品C F D取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「商品C F D取引行為」といいます。）を業として行う場合に関して、次のような行為が禁止</u>	(省略) 商品C F D取引の仕組み、取引手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。 <u>(追加)</u>

新	旧
<u>されていますので、ご注意ください。</u> <u>1. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて商品C F D取引行為の申込みの勧誘をすること。</u> <u>2. 商品C F D取引契約（商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために商品C F D取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。</u> <u>3. 商品C F D取引行為の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示した顧客に対し、商品C F D取引行為の申込みの勧誘をすること。</u> <u>4. 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で商品C F D取引行為の申込みの勧誘をすること。</u> <u>5. 商品C F D取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品C F D取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。</u> <u>6. 商品C F D取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品C F D取引契約の締結を勧誘すること。</u> <u>7. 顧客の指示を遵守することその他の商品C F D取引契約に基づく顧客に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</u>	

新	旧
<u>8. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること。</u> <u>9. 商品C F D取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。</u> <u>1 0. 商品C F D取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。</u> <u>1 1. 商品C F D取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。</u> <u>1 2. 商品C F D取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品C F D取引契約の締結を勧誘すること。</u> <u>1 3. 商品C F D取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。</u> <u>1 4. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。</u> <u>1 5. 個人顧客を相手方として商品C F D取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った商品C F D取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする商品C F D取引の決済(次項において「ロスカット取引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業</u>	

新	旧
<u>を継続すること。</u> <u>16. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品CFD取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。</u> <u>17. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと。</u> <u>18. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該商品CFD取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと。</u> <u>19. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う商品CFD取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失</u>	

新	旧
<u>を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。</u> <u>20. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品C F D取引行為を業として行う場合において、売付けの価格(価格に相当する事項を含む。)及び買付けの価格(価格に相当する事項を含む。)の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。</u> <u>21. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品C F D取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。</u> <u>22. 商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号の規定に掲げる行為により商品C F D取引契約を締結した場合において、当該商品C F D取引契約の内容とされた同条第2号ハ又は第3号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。</u> <u>23. 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号に掲げる行為を行うこと。</u> <u>24. 商品C F D取引につき、当該商品C F D取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一</u>	

新	旧
<u>部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</u> <u>25. 商品 CFD 取引につき、自己又は第三者が当該商品 CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</u> <u>26. 商品 CFD 取引につき、当該商品 CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。</u> <u>27. 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品 CFD 取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること。</u> <u>28. 商品 CFD 取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品 CFD 取引を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと。</u> お問い合わせについて	お問い合わせについて

新	旧
取引に関してご不明な点があった場合、取引の内容に異議がある場合には、下記の当社コールセンターまでご連絡ください。当社コールセンターでは、お客様からの苦情や相談を受け付けております。 (省略)	取引に関してご不明な点があった場合、取引の内容に異議がある場合には、下記の当社コールセンターまでご連絡ください。当社コールセンターでは、お客様からの苦情や相談を受け付けております。 (省略)

以 上